5　主務大臣は、第二項第三号の承認の申請があつたときは、次に掲げる要件を満たしている場合でなければ、その承認をしてはならない。

一　当該商品先物取引業者が、その承認の申請の時においてその脱退しようとする委託者保護基金に対し会員として負担する債務を完済しており、かつ、前項に規定する義務を履行することが確実と見込まれること。

二　当該商品先物取引業者が、他の委託者保護基金に会員として加入する手続をとつていること。

第三節　設立

第二百九十八条及び第二百九十九条を次のように改める。

（役員及び職員等の秘密保持義務）

第二百九十八条　委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、委託者保護基金の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（役員及び職員等の地位）

第二百九十九条　委託者保護基金の役員及び職員並びに運営審議会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二百九十九条の次に次の節名を付する。

第五節　業務

第三百条から第三百二条までを次のように改める。

（業務の範囲）

第三百条　委託者保護基金は、第二百七十条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

二　第三百八条第一項の規定による資金の貸付け

三　第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

四　第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務

五　第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

六　負担金（第二百七十七条第四項及び第三百十四条第一項に規定する負担金をいう。次条第一項第二号において同じ。）の徴収及び管理

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（業務規程）

第三百一条　委託者保護基金の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　業務及びその執行に関する事項

二　負担金に関する事項（その算定方法及び納付に関する事項を含む。）

三　その他主務省令で定める事項

2　委託者保護基金は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（報告又は資料の提出）

第三百二条　委託者保護基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である商品先物取引業者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産の状況に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2　前項の規定によりその業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求められた商品先物取引業者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3　主務大臣は、委託者保護基金から要請があつた場合において、委託者保護基金が業務を行うため特に必要があると認めるときは、委託者保護基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第三百三条第一項第四号中「廃止をしたとき」の下に「（国内に設けられたすべての営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行うことを廃止したときを含む。）」を加える。

第三百四条中「商品取引員（」を「商品先物取引業者（」に、「商品取引員を」を「商品先物取引業者を」に、「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改める。

第三百五条第一項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改め、同条第二項中「商品取引員（以下「認定商品取引員」を「商品先物取引業者（以下「認定商品先物取引業者」に改め、同条第五項中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改める。

第三百六条第一項及び第二項中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改める。

第三百七条第一項中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改める。

第三百八条第一項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に、「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改め、同条第二項及び第四項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改める。

第三百十一条第一項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改める。

第三百十二条を次のように改める。

第三百十二条　削除

第三百十二条の次に次の節名を付する。

第六節　負担金

第三百十三条中「第二百六十九条第三項第一号及び第二号」を「第三百条第一号及び第二号」に改める。

第三百十四条第二項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改める。

第三百十五条の次に次の節名を付する。

第七節　財務及び会計

第三百十六条第一項ただし書中「第二百九十三条の登録を受けた」を「委託者保護基金の成立の」に、「登録の」を「成立の」に改める。

第三百十七条中「第二百九十三条の登録を受けた日を含む事業年度にあつては、登録」を「委託者保護基金の成立の日を含む事業年度にあつては、成立」に改める。

第三百十八条第一項中「第二百九十三条の登録を受けた」を「委託者保護基金の成立の」に、「提出しなければ」を「提出し、その承認を受けなければ」に改め、同条第三項中「規定により作成した」を「規定による主務大臣の承認を受けた」に改める。

第三百二十二条を削る。

第三百二十一条第一項中「委託者保護業務」を「業務」に改め、同条を第三百二十二条とする。

第三百二十条の次に次の一条及び節名を加える。

（主務省令への委任）

第三百二十一条　この法律で規定するもののほか、委託者保護基金の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第八節　監督

第三百二十三条及び第三百二十四条を次のように改める。

（業務改善命令）

第三百二十三条　主務大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、委託者保護基金に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（認可の取消し）

第三百二十四条　主務大臣は、委託者保護基金が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該委託者保護基金の定款若しくは業務規程に違反した場合又は業務若しくは財産の状況によりその業務の継続が困難であると認める場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。